14　保険契約等に基づいて自国の投資家に対して支払を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位等について規定している。（第一四条関係）

15　両締約国の代表者は、この協定の実施に影響を及ぼす事項について協議を行うことができること等を規定している。（第一五条関係）

16　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること等を規定している。（第一六条関係）

17　この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、協議を通じて満足な調整に至らなかったものは、仲裁廷に付託されること等を規定している。（第一七条関係）

18　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等を規定している。（第一八条関係）

19　一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することを差し控えること等を規定している。（第一九条関係）

20　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができること等を規定している。（第二〇条関係）

21　いずれの締約国も、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置等をとることができること等を規定している。（第二一条関係）

22　この協定の発効要件、有効期間等について規定している。（第二二条及び第二三条関係）

23　第九条の規定は、直接的な収用及び間接的な収用について取り扱うものであること等について規定している。（附属書関係）

◇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約（条約第四号）（外務省）

この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の除去等を目的として日本国とペルー共和国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。日本国においては所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税について、ペルー共和国においては所得税法及び小規模零細事業所得税制を創設する政令に基づいて課される所得税について適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に、当該恒久的施設に帰せられる利得に対してのみ当該他方の締約国において課税することができる。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特殊の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得に対して課税することができる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対しては、源泉地国において、一〇パーセントを超えない税率により課税することができる。利子に対しては、源泉地国において、政府等が取得する利子の場合は課税が免除され、その他の利子の場合は一〇パーセントを超えない税率により課税することができる。使用料に対しては、源泉地国において、一五パーセントを超えない税率により課税することができる。（第一〇条～第一二条関係）

5　不動産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。大口保有株式の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）

6　一方の締約国の居住者が自由職業等の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、勤務が他方の締約国内において行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一七条関係）

7　一方の締約国の居住者が取得する退職年金等に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等に対して提供される役務について支払われる報酬に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は修習者が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。匿名組合契約等に関連して匿名組合員が取得する所得に対しては、一定の要件を満たす場合には、源泉地国において課税することができる。（第一八条～第二一条関係）

8　この条約の各条に規定がない所得に対しては、源泉地国においても課税することができる。（第二二条関係）

9　日本国の居住者が納付するペルー共和国の租税の額は、日本国の租税の額から控除する。ペルー共和国の居住者が納付する日本国の租税の額は、ペルー共和国の租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、他方の締約国において、租税に関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民及び同様の活動を行う当該他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二三条及び第二四条関係）

10　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。（第二五条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二六条関係）

12　両締約国は、租税債権の徴収について相互に支援を行う。（第二七条関係）

13　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二八条関係）

14　第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について当該第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。（第二九条関係）

15　この条約は、各締約国がこの条約の効力発生に必要とされる国内手続を完了したことを確認する通告を他方の締約国に対して行い、遅い方の通告が受領された日の後三〇日目の日に効力を生ずる。また、この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第三一条及び第三二条関係）

16　ペルー共和国が日本国以外の国又は地域との間で、投資所得に対する源泉地国における課税の軽減又は免除について定める規定に関してこの条約よりも有利な条件を規定する協定を締結する場合には、日本国の要請に基づき、その有利な条件をこの条約に規定することを目的として交渉を開始する。（議定書関係）

◇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約（条約第五号）（外務省）

この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の除去等を目的として日本国とジャマイカとの間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。ジャマイカにおいては所得税について、日本国においては所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税について適用する。（第一条及び第二条関係）